最終更新日：2016年11月14日
株式会社 関西スーパーマーケット
代表取締役社長　福谷　耕治
問合せ先：総務グループ
証券コード：9919
http://www.kansaisuper.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「企業価値の向上」「顧客をはじめとする地域社会の信頼の向上」「法令遵守の徹底」を図ることを重要政策の一つであると位置付け、効率的で健全な企業経営を行うために、「意思決定プロセスの向上・ディスクロージャー（情報開示）およびアカウンタビリティー（説明責任）の強化・コンプライアンス（法令遵守）を始めとする危機管理の徹底を図り、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など様々な利害関係者を意識した透明性の高い経営システムの構築を図る」ことをコーポレートガバナンスにおける基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

・補充原則１－２－４（議決権行使電子化、招集通知英訳）
当社の株主における外国法人等の議決権比率は1%未満であり相対的に低いと考えております。今後、必要に応じて、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を検討してまいります。

・補充原則３－１－２（英語での情報の開示・提供）
当社の株主における外国法人等の議決権比率は1%未満であり相対的に低いと考えております。今後、必要に応じて、英語での情報の開示・提供を検討してまいります。

・補充原則４－２－１（業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定）
当社の業務執行取締役の報酬の額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、役位に応じた報酬を基本とし、従業員給与とのバランスと会社の経営成績を勘案のうえ、取締役会の決議により個別の金額を決定しております。また、非業務執行取締役である監査等委員の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案のうえ、監査等委員の協議により個別の金額を決定しております。なお、業務執行取締役に対する業績連動報酬や株式報酬について、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

・原則１－３（資本政策の基本的な方針）
当社は、当社グループの事業の拡大、収益力の向上等による株主価値の拡大を目指しております。迅速かつ果断な事業展開を行うために必要となる十分な株主資本の水準、および安定的な経営を担保する株主構成を保持することを資本政策の基本としております。なお、増資等の資本調達を実施する場合は、取締役会において十分に審議のうえ決議するとともに、投資家・株主への説明を行います。

・原則１－４（いわゆる政策保有株式）
当社グループは、取引先との安定的、中長期的な取引関係、業務上の協力関係の維持強化、および同業他社との情報共有等のための友好関係の維持強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に株式の政策保有を行う方針であります。
また、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するか否かの判断は定期的・継続的に行うこととといたします。
政策保有株式の議決権行使にあたって、当社は、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、適切に議決権を行使いたします。

・原則１－７（関連当事者間の取引）
当社では、関連当事者との取引を行う場合は、会社や株主共同の利益を害することのないようにいたします。また、このような取引が行われた場合、取引条件および取引条件の決定方針等については、法令等で定める方法により開示いたします。なお、当社では、取締役との競業取引および利益相反取引については、事前に監査等委員会の決議がなされた後に、取締役会で決議することとしております。

・原則３－１（情報開示の充実）
当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、以下の取組みを行っております。
（1）当社ホームページ(http://www.kansaisuper.co.jp/)において経営理念等を掲載するとともに、有価証券報告書において長期ビジョンおよび今後の方針等を記載しております。
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当報告書の「1．基本的な考え方」に記載しております。
（3）業務執行取締役の報酬の額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、役位に応じた報酬を基本とし、従業員給与とのバランスと会社の経営成績を勘案のうえ、取締役会の決議により個別の金額を決定することとしております。また、非業務執行取締役である監査等委員の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案のうえ、監査等委員の協議により個別の金額を決定することとしております。なお、業務執行取締役に対する業績連動報酬や株式報酬について、今後検討してまいります。
（4）業務執行取締役については、当社の経営理念を理解し、スーパーマーケット事業を経営する能力を有する人物を選任する方針であります。また、監査等委員である社外取締役については、多様な専門性を有する人物を選任する方針であり、常勤監査等委員である社内出身の取締役と連携のうえ、当社が健全で持続可能な成長が図れるよう監査・監督する役割を担っていただきます。なお、当社は、取締役会において活発な議論を行うためには、10名から15名程度（監査等委員である取締役を含む。）が適切な人数であると考え、この人数の範囲内で取締役会で取締役候補者を選定しております。
（5）取締役候補者の選任を株主総会にお諮りする際の株主総会招集通知において選任・指名についての説明しております。

・補充原則４－１－１（経営陣に対する委任の範囲）
当社は、取締役会規則において、取締役会で審議する内容を定めております。また、業務執行については、職務権限規程を定め、担当する取締役が執行できる権限の範囲を明確にしております。
当社は、監査等委員会設置会社として、定款において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めており、大震災等の緊急事態が生じた際は、取締役社長が、法令、定款および取締役会規則に定める権限の範囲内で、重要

な業務執行等の決定を行えることとしております。

・原則４－８（独立社外取締役の有効な活用）
当社は、「独立性の判断基準【原則4-9】」に合致した独立社外取締役を3名選任しております。

・原則４－９（独立社外取締役の独立性判断基準および資質）
当社は、社外取締役が、以下のいずれにも該当することがない場合は、独立社外取締役であると判断いたします。
1．当社およびその子会社（以下、当社グループという。）の業務執行者である者もしくはその就任の前10年間に当社グループの業務執行者であった者、またはそれらの者の配偶者もしくは二親等内の親族である者
2．現在、または過去3年間において、以下のいずれかに該当する者（個人、企業等の業務執行者に該当する者）
(1)当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主
(2)当社グループの関連会社
(3)当社グループの主要な取引先
＊主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先で、1事業年度での取引高が当社の連結売上高の2%を超えるものをいう。
(4)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
＊多額とは、当社グループから取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に、10百万円を超える場合をいう。
(5)当社グループから多額の寄付を受けている非営利団体
＊多額とは、当社グループから取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に、10百万円を超える場合をいう。
(6)当社グループの法定監査を行う会計監査人
(7)当社グループの業務執行者が他の企業等において社外役員に就いている場合の当該他の企業等の業務執行者
(8)上記(1)から(7)のいずれかに掲げる者（重要でないものを除く。）の配偶者または二親等以内の親族である者
3．その他独立社外取締役としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者
なお、上記1．～2．のいずれかの条件を満たさない者であっても、当社の独立社外取締役として相応しい者であって、東京証券取引所の定める独立役員に関する独立性基準を充たす者については、その理由を説明・開示することにより、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるものといたします。

・補充原則４－１１－１（取締役会全体のバランス、多様性および規模）
業務執行取締役については、当社の経営理念を理解し、スーパーマーケット事業を経営する能力を有する人物を選任する方針であります。また、監査等委員である社外取締役については、多様な専門性を有する人物を選任する方針であり、常勤監査等委員である社内出身の取締役と連携のうえ、当社が健全で持続可能な成長が図れるよう監査・監督する役割を担っていただきます。なお、当社は、取締役会において活発な議論を行うためには、10名から15名程度（監査等委員である取締役を含む。）が適切な人数であると考え、この人数の範囲内で取締役会で取締役候補者を選定しております。

・補充原則４－１１－２（役員の兼職状況）
当社の社外取締役に係る重要な兼職状況については、有価証券報告書およびコーポレートガバナンスに関する報告書を通じて毎年開示しておりますが、兼職状況は合理的な範囲にとどまるものと判断しております。また、社外取締役の取締役会および監査等委員会への出席状況については、当該事業年度に係る事業報告により開示しております。なお、社外取締役以外の取締役は、他の上場会社の役員を兼職しておりません。

・補充原則４－１１－３（取締役会全体の実効性の分析・評価）
当社は、取締役会がその役割・責務を果たしているか、各取締役による自己評価なども参考に年1回評価を行います。平成27年度の取締役会の評価を実施した結果、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。なお、取締役会資料の内容等については改善の余地があると考えております。

・補充原則４－１４－２（役員に対するトレーニングの方針）
当社は、取締役が法令・定款を遵守し、株主への受託者責任に応えるため、常に研鑽を積むことを方針としており、取締役が新たに就任する際は、取締役の責任と義務に関するセミナー等、社外講習会を受講することとしております。また、当社は、就任後も会社法や金融商品取引法等に関する情報を必要に応じて取締役に提供しております。
上記に加えて、社外取締役が新たに就任する際は、当社の事業内容の説明や主要店舗の視察を実施し、当社業務について理解を深める取組を行っております。

・原則５－１（株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、取締役経営企画室長をIR担当取締役として選定するとともに、広報秘書チームにIR担当者を置き、情報発信に努めております。また、株主からの照会窓口として、総務チームに担当者を置き、その対応を行っております。株主から面談の希望がある場合は、その希望の内容および趣旨を踏まえ、いずれかの担当者が対応を行い、合理的な範囲内で、経営陣幹部または取締役も面談に臨むこととしております。なお、株主との面談にあたっては、インサイダー情報の管理に留意するとともに、企業価値の向上に資する意見の聴取に努めます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	3,200,000	10.02
関西スーパーマーケット取引先持株会	2,886,700	9.04
オーケー株式会社	2,310,100	7.23
伊藤忠食品株式会社	1,423,800	4.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,139,600	3.57
株式会社みずほ銀行	1,139,600	3.57
ユージー株式会社	1,125,300	3.52
国分グループ本社株式会社	1,021,200	3.20
株式会社かね清	884,800	2.77

岩田　健	736,100	2.30

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況については、2016年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しており、更に2016年11月14日付けで実施した第三者割当による募集株式の発行（引受先：エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社）を反映させています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森　薫生	弁護士											
福井　公子	その他											
牟禮　恵美子	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森　薫生	○	○	重要な兼職の状況 ・高麗橋中央法律事務所所長 ・サノヤスホールディングス株式会社社外取締役 ・岩井コスモ証券株式会社社外監査役	森薫生氏は弁護士として豊富な経験と実績を有しております。また、同氏と当社の間には一般株主と利益相反関係が生ずるような利害関係がないことから、同氏を独立役員に指定いたします。なお、同氏が所属する法律事務所と当社との間に、顧問契約または個別の法律事務の委託等の取引関係はありません。同氏の重要な兼職先の企業と当社との間に取引等の関係はありません。
福井　公子	○	○	―	福井公子は公務員として豊富な経験と実績を有しております。また、同氏と当社の間には一般株主と利益相反関係が生ずるような利害関係がないことから、同氏を独立役員に指定いたします。
				牟禮恵美子氏は公認会計士および大学教員として豊富な経験と実績を有しております。また、

牟禮　恵美子	○	○	重要な兼職の状況 ・牟禮公認会計士事務所所長 ・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科准教授	同氏と当社の間には一般株主と利益相反関係が生ずるような利害関係がないことから、同氏を独立役員に指定いたします。なお、同氏が所属する公認会計士事務所との間に、顧問契約または個別の会計事務の委託等の取引関係はありません。また、同氏が所属する大学に対し寄付を行っておりません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、内部監査部門として、内部監査室を置いております。内部監査室は監査等委員会の事務局となり、監査等委員会の職務の補助をいたします。内部監査室に所属する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒は監査等委員会の同意を得ることとなっております。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、内部監査室に所属する使用人は業務の執行に係る役職を兼務いたしません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人から定期的（決算会計監査時、棚卸し立会時、決算監査結果講評日）に監査の結果について報告を受けるとともに意見交換、情報の聴取等を行い連携を保っております。
内部監査室は、監査等委員会の事務局となり、常に監査等委員会と緊密な連携を保ち、監査等委員会を補助いたします。内部監査室は、年度毎の監査基本計画を立案し、社長および監査等委員会の承認を受けます。監査の結果についての必要事項は、社長および監査等委員会ならびに関係部署に報告するものとします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立社外取締役の選任に当たり、当社所定の独立性判断基準（コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示[コード原則4－9]に記載）に適合する独立社外取締役を2名以上確保することとしております。なお、現任の社外取締役3名全員はこの基準に適合していることから、3名全員を独立役員に指定し東京証券取引所に届け出いたしております。また、当社は、独立社外取締役全員を構成メンバーとする独立社外取締役協議会を設置しており、議長が窓口となり、経営陣や常勤監査等委員に対し連絡・調整や連携を行うこととしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役に対する業績連動報酬や株式報酬について、今後検討してまいります。なお、当社は平成17年度に役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

株主総会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員および監査等委員である取締役全員の報酬総額の限度額をそれぞれ決定し、その範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議で決定いたします。
なお、第57期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の取締役、監査等委員および監査役に対する報酬は次のとおりであります。
取締役（監査等委員を除く） 10名 146，003千円
取締役（監査等委員） 4名 20，099千円（うち社外取締役 3名 9，450千円）
監査役 5名 7，155千円（うち社外監査役 3名 2，970千円）
なお、取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
また、監査役の報酬は、当社が監査等委員会設置会社に移行する前の期間におけるものであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の業務執行取締役の報酬の額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、役位に応じた報酬を基本とし、従業員給与とのバランスと会社の経営成績を勘案のうえ、取締役会の決議により個別の金額を決定することとしております。また、非業務執行取締役である監査等委員の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案のうえ、監査等委員の協議により個別の金額を決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役全員は監査等委員であることから、常勤監査等委員である社内取締役が、電子メール、FAX、電話等で職務の打ち合わせ、ならびに意見交換・報告および会議資料の事前送付等を行うとともに、監査等委員会事務局である内部監査室が必要に応じその職務のサポートを行う体制としております。また、各社外取締役は、取締役会以外の重要な会議にも定例的に出席し、重要な事案に対し担当取締役等から適宜・適切な資料提供と説明を受けております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

監査等委員会設置会社として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）による的確な意思決定と迅速な業務執行を行うとともに、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」と記載します。）による適正な監督および監査を可能とする経営体制を整備し、コーポレートガバナンスの充実ならびに実効性向上を図っております。
1．取締役会
原則として月１回の開催。経営の基本方針、法令に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関と位置付けております。当社取締役会は、取締役候補者の指名、取締役報酬額の決定などの特に重要な事項に関する検討に当たっては、独立社外取締役の適切な関与・助言を重視することといたします。
2．監査等委員会
原則として月１回の開催。監査等委員で構成し、法令・定款に従い、監査等委員会規則に基づく監査方針を定めるとともに、監査等委員の報告に基づく監査報告書を作成しております。
3．経営会議
原則として月2回の開催。室長・グループマネジャー以上で構成し、経営方針に沿った業務執行計画および状況について、解決すべき諸問題を迅速に処理し、必要な意思決定を適切に行い、経営活動の効率を高めております。
4．常務会
原則として毎週開催。役付取締役および本部長で構成し、社長をサポートする機関として、取締役会決議事項の立案等を行っております。
5．コンプライアンス委員会
不定期（社内通報および必要な都度）開催。コンプライアンス委員会規程に基づき選定された委員長を中心に、本部長、室長および担当グループマネジャーで構成し、経営の透明性と社内コンプライアンス体制の強化に向けて、コンプライアンス事案を審議します。コンプライアンス担当取締役に対して専用電話等により直接通報する内部通報制度を設けておりますが、監査等委員会や監査等委員へ直接通報することも可能としております。なお、全役員、全従業員を対象とし、企業倫理の遵守等について記載された「関西スーパーマーケット・ハンドブック」を配布し、説明と指導・徹底を図っており、コンプライアンス体制の明確化と一層の強化推進に取り組んでおります。
6．リスク管理委員会
不定期開催。リスク管理規程に基づき選定された委員長を中心に、常務取締役、本部長および室長で構成し、業務別リスク対策および運営状況について協議を行い、適宜、社長および監査等委員会ならびに取締役会に報告を行っております。
＜内部監査および監査等委員会監査の状況＞
当社の監査等委員会の組織は常勤監査等委員１名および非常勤の社外取締役である監査等委員３名で構成されております。内部監査の組織としては、室長以下４名で構成する内部監査室を設置いたしております。
1．監査等委員
取締役会、監査等委員会その他重要な会議に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類の閲覧を通じて、取締役会の意思決定のプロセスおよび取締役の業務執行について厳格な監督、監査を行うとともに、内部監査部門・内部統制の関連部署および会計監査人との情報交換等により、経営監視機能を果たしております。なお、重要な業務執行の決定に際しては、自らも取締役として取締役会における議決に参加しております。監査等委員以外の取締役の選任等・報酬等について、監査等委員が意見を陳述する必要がある場合は、すべての監査等委員が意見を陳述できる旨、監査等委員会で決定しております。
2．内部監査部門
当社の内部監査の機関である内部監査室は、全店舗および各本部・室・グループに対して原則年１回の内部監査を実施しておりますが、被監査部署のリスク管理状況等を勘案したうえで監査の頻度、深度に濃淡をつけ、効率的かつ実効性のある内部監査を実施しております。また、監査等委員会の事務局として、監査等委員会の職務を補助しております。

＜会計監査の状況＞
当社監査役と監査法人は監査方針ならびに決算上の課題や問題点について定期的に報告を行い、情報交換を実施しております。
当社の会計監査人は、太陽有限責任監査法人であり、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査等について監査契約を締結しております。なお、太陽有限責任監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。
指定有限責任社員・業務執行社員　柏木 忠（継続監査年数４年）
指定有限責任社員・業務執行社員　笹川 敏幸（継続監査年数１年）
会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士　10名、その他　11名

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の向上を図る観点から、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的として、平成27年６月24日開催の第56期定時株主総会の承認により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目途とした日程遵守を継続実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会に多くの株主が出席できるように日程を設定しております。
その他	当社ホームページ(http://www.kansaisuper.co.jp/)において株主総会招集通知および決議通知の全文を掲載しております。 株主総会における報告事項についてビジュアルを使用することにより、株主の皆様のご理解を得られるよう努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、金融商品取引法および当社が株式を上場している証券取引所が定める適時開示規則に則ってディスクロージャーを行っております。投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報、ならびに適時開示規則に該当しない情報についても、当社を理解していただくために有効と思われる情報についても、適時・適切に開示する方針であります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表（10月）、本決算発表時（4月）の年2回、報道機関に対して決算説明会を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報をはじめとする適時開示資料、四半期決算短信ならびに決算短信および四半期報告書を掲載するとともに、CSR・環境活動についても当社ホームページ(http://www.kansaisuper.co.jp/)に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室に広報担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地域密着企業として環境保全活動、社会貢献活動、食育活動、また顧客参加の各種イベント開催に積極的に取り組んでおります。また、当社CSR報告書を作成しております。
その他	当社においては、常に情報のあり方について検討を行い、経営企画室を統括部署と定め、ホームページジ(http://www.kansaisuper.co.jp/)を順次見直し、ニュースリリースやIR情報の適時開示に注力しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が取締役会で決議した業務の適性を確保するための体制（内部統制システム）は、次のとおりであります。
1．当社および当社子会社（以下、「当社グループという」）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）法令遵守の風土を醸成し、取締役相互間の牽制および業務執行ラインにおける適合性チェックを行う。
（2）内部監査体制を充実し、適合性のチェック機能を高めて行く。
（3）取締役および使用人が法令違反の疑義がある行為を発見した場合、内部通報制度によりコンプライアンス委員会で審議し、取締役会および監査等委員会に報告する。
（4）財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築および運用を推進する。
（5）反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備、および企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努める。
2．当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）取締役の職務執行に係る各種議事録や決裁書類など重要な記録について、文書管理規程他、社内規程に則り作成保存する。
（2）常時、取締役からの閲覧要請に応じる体制とする。
（3）管理部門担当取締役は重要情報の記録が規程に基づき管理される体制作りを行う。
3．当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制
（1）当社グループはリスク管理担当役員を置き、当社はリスク管理委員会を置く。リスク管理担当役員とリスク管理委員会は、当社グループのリスクについての管理体制の統轄・推進を行う。
（2）非常時の緊急体制については、リスク管理担当役員のもと横断的な損害抑制対応を機動的に行う。
（3）当社の内部監査部門は当社グループのリスク管理状況の監査を行う。
4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社グループは取締役の職務執行の責任権限を明確にし、業務執行ライン（命令・報告系統）が適切に機能する組織作りとその見直しを機動的に行う。
（2）当社グループは中期経営計画に基づく年度計画による業績数値目標について月次管理システムによって達成状況を管理し、子会社は業績数値を当社に報告する。
（3）当社の経営会議は業績目標数値の達成状況の評価・対策を審議し、当社の取締役会へ報告する。
（4）当社グループは業務の合理化、電子化、迅速化のため、プロジェクトチームを組成し、効率的な業務運営の達成を目指す。
5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（1）当社は子会社の経営方針および業務運営に深くかかわることで、当社グループが一体となる体制を構築・維持する。
（2）コンプライアンス委員会、内部通報制度は子会社を含めた横断的な運用を行う。
（3）当社は内部監査室を置き当社グループの内部監査を実施する。
6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人
当社の内部監査室は、監査等委員会を補助する。内部監査室に所属する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒は監査等委員会の同意を得る。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、内部監査室に所属する使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。
7．当社グループの取締役および使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他当社監査等委員会への報告に関する体制
（1）子会社監査役に当社監査等委員を兼務する者を置き、当社グループの取締役会および経営会議ならびに常務会に当該監査等委員が出席し、重要な業務執行に関する報告を受ける。
（2）当社監査等委員会は内部監査部門から内部監査の実施状況報告を受ける。
（3）当社グループの取締役および使用人は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、また会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき、速やかに当社監査等委員会に報告する。
（4）当社監査等委員会はコンプライアンス委員会から通報状況およびその内容の報告を受ける。
（5）当社グループは監査等委員会への報告者が不利にならないよう内部通報規程に定める。
8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
（1）監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をするときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理する。
（2）代表取締役との面接および業務執行取締役への事前質問書により業務執行の状況ポイントを把握する。
（3）会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図って行く。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害する反社会的な勢力・団体の活動に対しては、毅然とした態度で対応することを基本方針としております。
・「反社会的勢力の排除に関する規程（平成20年10月施行）」を制定し、組織として対応するための体制の整備・充実に努めております。
・対外的には、兵庫県企業防衛対策協議会に加盟し、加盟企業による研修や情報交換および、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受けております。
・また、反社会的勢力の関係者と思しき者からの働きかけや苦情を受けた場合、同協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受け、所轄警察署の指導を受けております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、ステークホルダーの負託に応えるべく、各事業部門間の連携・情報共有により、リスク・コンプライアンス体制を強化してまいります。
1. 適時開示に対する基本姿勢について
(1)基本的な考え方
当社は「普段の食生活をより豊かにすることにより、地域のお客様から信頼を得て、社会に貢献すること」この経営理念を継続し深化させて行くために、安全・安心で美味しい食品を提供し、食育をはじめ、環境への対応などの社会貢献活動を企業の社会的責任として真摯に取り組み「地域になくてはならない店」の輪を広げてまいります。ついては、「適時開示・内部者取引管理規程」を制定し、公正かつ適時適切な開示に関する具体的な業務分担および手続きを定めております。
(2)情報開示の基準
当社は、金融商品取引法等関係法令を遵守し、適時開示規則に則り情報開示を行っています。また、適時開示規則に該当しない情報についても、当社を理解していただくために有用と思われる情報については、積極的かつ公平に開示することを基本としております。
(3)情報開示の方法
証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)による公表を行うとともに、当社ホームページ(http://www.kansaisuper.co.jp/)に速やかに掲載することとしております。
2. 適時開示に係る社内体制
(1)情報開示体制について
当社は、情報開示最高責任者である社長が、情報開示体制構築の責任と権限を有し、情報管理責任者である担当役員が、情報開示全般の実務責任者として、情報開示最高責任者の意思決定を補佐し、迅速、正確かつ公平な情報開示を行っております。
(2)情報開示の仕組み
当社における重要な会社情報については、当該情報を有する部門の責任者から、情報管理責任者に速やかに通知されます。通知された情報については、情報管理責任者が必要に応じ他の役員および従業員を情報管理者に指名し、内部情報の漏洩防止・管理の任にあたらせます。
内部情報の開示はできる限り早期に行うことを原則とし、情報管理責任者が情報主管部署と協議し、開示内容・時期を決定するとともに、適宜、会計監査人、弁護士等の専門家によるアドバイスを考慮しております。
開示した情報は、当社ホームページにも速やかに掲載し、積極的に公表しております。

＜コーポーレート･ガバナンス模式図＞

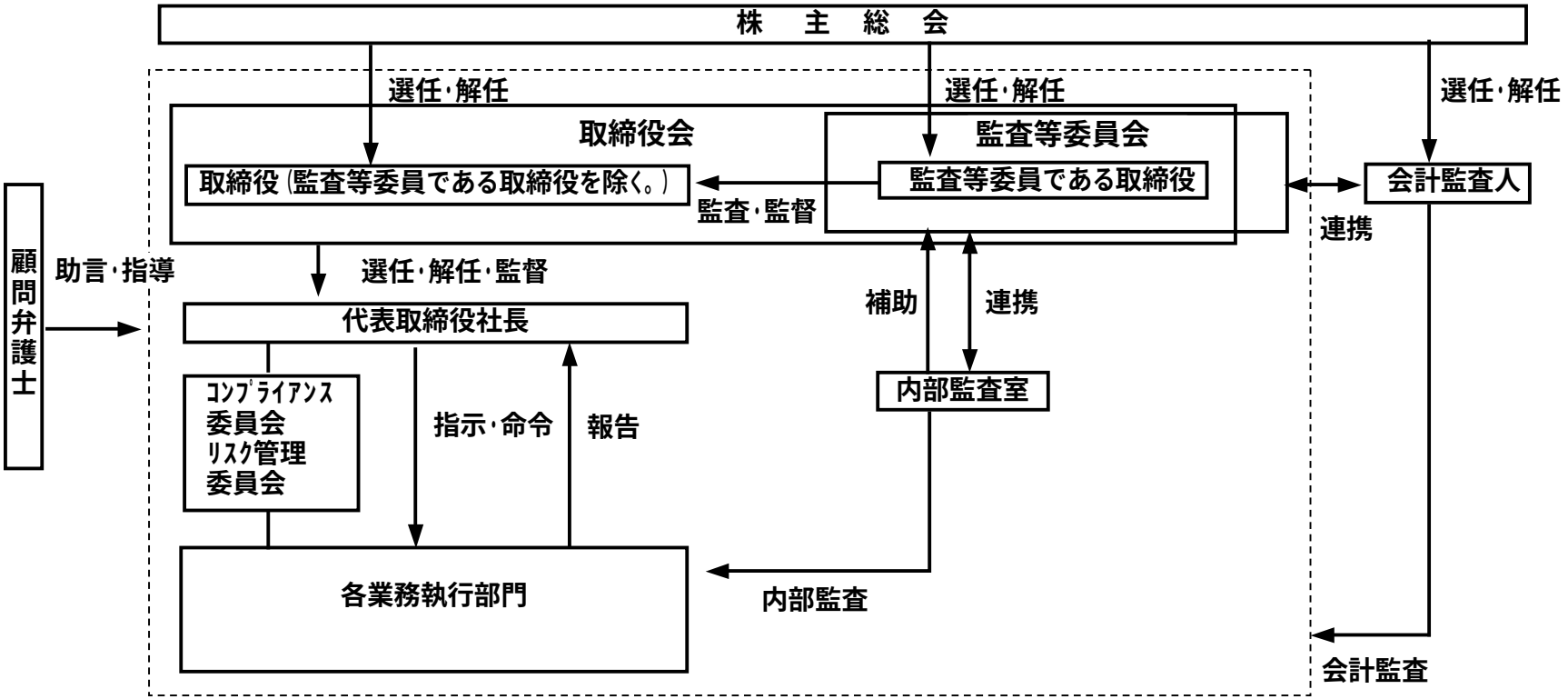

適時開示体制の模式図

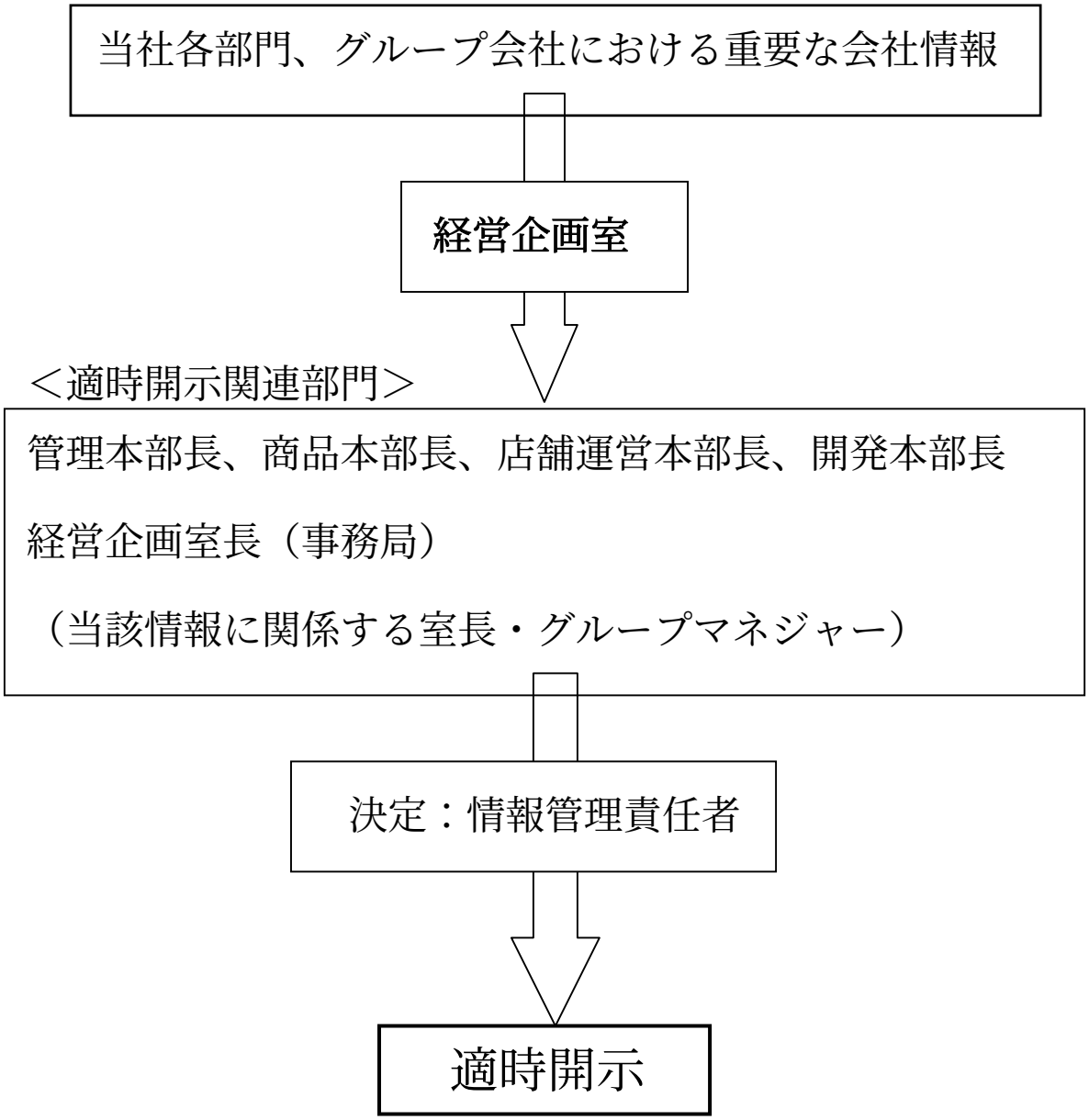
当社各部門、グループ会社における重要な会社情報
経営企画室
＜適時開示関連部門＞
管理本部長、商品本部長、店舗運営本部長、開発本部長
経営企画室長（事務局）
（当該情報に関係する室長・グループマネジャー）
決定：情報管理責任者
適時開示